

林間小学校区放課後児童クラブ運営事業者（大和市放課後児童クラブ 運営費補助金交付対象事業者）募集要項

1 募集の趣旨

大和市では、共働き世帯の増加や子育て世帯の転入などにより、入会を希望する児童が増加しており、一部の小学校区においては、学校敷地内における居室の確保が困難となっております。このうち林間小学校区については、将来的にも児童数増加が見込まれていることから、同小学校区内で民設民営放課後児童クラブの運営を希望する事業者を募集し、児童の受け入れ枠の拡充を図ります。

なお、民間児童クラブ運営にあたって、大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成 27 年大和市告示第 58 号）等に基づき、放課後児童健全育成事業者の運営に要する経費の一部を補助する制度（以下「補助金」という）を用意しています。補助制度は、当該事業の経費を含む市の予算の成立を前提とします。

今後の補助金の交付対象となり得る運営事業者（以下「補助対象運営事業者」という）の有無を把握するため、事前相談を実施します。事前相談後、補助対象運営事業者には、市から開設の手続き及び補助金の申請方法についてご案内をいたします。

2 募集概要

（1）事業内容

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 第 2 項の規定による放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（2）開設時期

令和 7 年 4 月 1 日

（3）開設場所

林間小学校区内

（4）募集数・定員

募集数：1 事業者

定員：おおむね 40 名（1 支援単位）

※当該学区は今後も児童数の増加が見込まれることから、将来的に 80 名（2 支援単位）の受け入れが可能であることが望ましい。

3. 応募要件

次の（1）～（9）の要件を全て満たしている法人であること。

- （1）原則として、事前相談書の提出日時点において 3 年以上の法人運営実績を有すること。
- （2）事前相談書の提出日時点において、放課後児童健全育成事業を 1 年以上運営していること。
- （3）放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、事業者として経営が安定していること。
 - ・事前相談書の提出日前 2 年以内に銀行又は電子交換所の取引停止処分を受けていないこと。

- ・事前相談書の提出日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと。
 - ・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- ※ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。
- (4) 放課後児童健全育成事業に熱意と見識を有し、運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
 - (5) 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
 - (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第24号）等の関係法令に適合し、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を遵守して保育の実施にあたる意思があること。
 - (7) 市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
 - (8) 事業者又は運営施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
 - (9) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人でないこと。

4. 施設の基準等

- (1) 施設及び保育環境については、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）等の関連法令に適合していること。
- (2) 施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済及び検査済証を得ていることが確認できること。
- (3) 施設は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた場合には、児童の安全管理のために、耐震調査や耐震補強工事の実施について市と十分な協議を行うこと。
- (4) 施設の開設にあたり、周辺住民の同意が得られるよう努めること。
- (5) 設置を予定している土地・建物が、現在、別の目的で利用されている場合、現在の利用者や関係機関等との調整が十分図られていること。

5. 手続

(1) 募集要項の配布

期間：令和6年11月19日（火）から令和6年11月29日（金）まで

方法：大和市こども部こども・青少年課（市民活動拠点ベテルギウス内）窓口配布

大和市ホームページ上 (https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/6/sonohokanojoho/hokago_jidoclub/23388.html)

(2) 事前相談の申込み受付

期間：令和6年11月19日（火）から令和6年11月29日（金）まで（9時～17時）

方法：事前に電話で予約のうえ、事前相談書をご持参ください。

電話：046-260-5224（大和市こども部こども・青少年課直通）

※事前相談の際には、別紙事前相談書に記載のうえ、図面（位置図・配置図・平面図）、事業者概要、現行保育事業概要（既存のリーフレットで可）をご持参ください。持参されない場合、事前相談をお受けできないことがあります

(3) 補助金（大和市放課後児童クラブ運営費補助金）の交付申請

事前相談の結果、補助対象運営事業者については、別途申請方法をご案内いたします。

なお、補助金の交付については、令和7年度予算の成立を前提とし、交付申請は令和7年5月以降となります。

6. 対象運営事業者について

事前相談の申込み件数が多い場合は、受け付けた事業者の中から、市内事業者であるかどうか、これまでの本市における保育実績、開設場所と林間小学校の距離、受け入れ可能人数等、事前相談の内容による総合的な判断により、予算の範囲内において補助金の交付対象とします。

【注意事項】

※ 事前相談の結果、資格や要件等を満たしていない場合又は放課後児童健全育成事業の運営事業者として相応しくない事項がある場合には、補助対象運営事業者とはなりません。

※ 補助対象運営事業者となった場合でも、補助金の交付にかかる予算状況や施設整備計画の変更等により、補助金交付対象となくなる場合があります。なお、補助対象運営事業者は、予算に係る議決をもって正式な決定となります。

7. その他留意事項

- ① 事前相談書及び添付書類等については返却しません。
- ② 事前相談の実施や事前相談書等の提出は、放課後児童健全育成事業の実施を約束するものではありません。
- ③ 提出した事前相談書及び申込書等については、公表等に必要な場合、市が無償で使用できるものとします。また、応募者の正当な利益を害するものを除き、情報公開請求により開示する場合があります